

(地Ⅲ109) F

平成 27 年 9 月 11 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

平成 27 年台風第 18 号による大雨に係る被害地域（河川氾濫・浸水等）
における感染症予防対策について

この度の台風第 18 号による大雨による被害地域の方々に心よりお見舞い申し上げます。

今般、厚生労働省健康局結核感染症課より、今回の被害地域（県：宮城県、茨城県、栃木県、保健所設置市：仙台市、宇都宮市）に対し、添付のとおり標記の事務連絡が発出され、本会にも情報提供がありましたのでご連絡申し上げます。

今回の通知は、被害を受けた地域の実情に応じ、感染症予防対策として消毒及び害虫等対策の円滑かつ適切な実施を依頼するとともに、感染症法第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項の規定に基づき実施する場合は、消毒及び駆除に係る業者への委託費、賃金、薬剤費等を感染症予防事業費（負担金）の対象とすることができる旨を示すものです。

また、当該地域からの要請に応じて、国立感染症研究所等から感染症対策の専門家を派遣することができるとしています。

上記のとおり、今回の事務連絡は被害地域の自治体に発出されたものですが、当該 3 県以外の医師会にも情報提供させていただくものです。

なお、添付の事務連絡に示す参考資料につきましては、都道府県医師会文書管理システム「お知らせ」欄に掲載いたしますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
平成 27 年 9 月 11 日

別紙の県・保健所設置市 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

平成 27 年台風第 18 号による大雨に係る被害地域(河川氾濫・浸水等)における感染症予防対策について

標記被害に際して、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、地域の実情に応じ、下記に留意の上、感染症予防対策として消毒及び害虫等対策（ねずみ族、昆虫等駆除）を円滑かつ適切に実施いただくようお願いします。

なお、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課が所管となるので参考までにお知らせします。

記

（１）感染症予防事業費の活用

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 2 項においては、都道府県知事又は保健所設置市長が、一類感染症から四類感染症までの感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染された疑いのある場所等について、当該感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があり、かつ、管理者への消毒及び駆除命令では十分な対応ができないと認める時は、市町村に指示し又は都道府県若しくは保健所設置市自ら、消毒及びねずみ族、昆虫等駆除を実施できることとなっています。したがって、被害地域における消毒及び害虫等の駆除については、県又は保健所設置市が同項に定めるところにより、消毒及び駆除が必要と判断し、市町村に指示し又は県若しくは保健所設置市が自ら消毒及び駆除を行う場合には、消毒及び駆除に係る業者への委託費、賃金、薬剤費等を感染症予防事業費（負担金）の対象とすることができるので、よろしくお取り計らい願います。

（２）自然災害時の感染症対策に関するガイダンス

被災地における感染症予防対策にあたっては、大規模自然災害の被災地における感染制御マネジメントの手引き（別添 1）及び東日本大震災－地震・津波後に問題となる感染症－Version2（別添 2）等を御参照の上、貴管内の市町村や住民への周知等、対策の徹底に努めていただくようお願いします。

また、要請に応じて、国立感染症研究所等から感染症対策の専門家を派遣することができることを申し添えます。

（参考資料）

別添 1 大規模自然災害の被災地における感染制御マネジメントの手引き
http://www.kankyokansen.org/other/hisaiti_kansenseigyo.pdf

別添 2 東日本大震災－地震・津波後に問題となる感染症－Version2
http://www.kansensho.or.jp/disaster/110328_disaster.pdf

(別紙)

【県】

- ・宮城県
- ・茨城県
- ・栃木県

【保健所設置市】

- ・仙台市
- ・宇都宮市